

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月26日(木)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室3号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名 (現に在任する委員 24名)

議長(会長) 15番 森 京典 (会議規則第7条)

出席委員数 21名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒	4 戸田修司
5 岡林興通	6 近本静信	9 越智幹男	10 渡邊昭彦
11 岡貞義	12 竹田清隆	13 越智要	15 森京典
16 新居田守	17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利
20 藤本博	21 野間義郎	22 松岡一誠	23 永井政則
24 近松安文			

欠席委員数 3名

7 本宮勇 8 長野健二 14 桑田誠

4. 議事に関する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	藤坂貞仁
主査	谷内義孝

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 63 号

農用地利用配分計画関係（受付番号 1）

議案第 64 号

農地中間管理機構関連農地整備事業関係（上浦地区）について

議案第 60 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～8）

議案第 61 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～5）

議案第 62 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～13）

報告第 39 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～8）

報告第 40 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

（受付番号 1～3）

報告第 41 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1）

6. 議事録

- 会 長 　ただ今から令和2年度第10回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員24名中21名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に9番 越智 幹男 委員、20番 藤本 博 委員を私から指名させていただきます。
- 議 長 　議案第63号 農用地利用配分計画関係について
審議に入る前に、議案の関係者にあたります委員さんは、退席願います。(2、21番)
- 議 長 　それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局
〔配分計画1〕 　それでは、ご説明いたします。
議案第63号は、農用地利用配分計画関係であります。
今治市長より令和2年11月1日付で、農用地利用配分計画の意見を求められています。
今年度第9回総会におきまして、農用地利用集積計画をご審議いただきましたが、このうち、52件、面積73,275㎡が、農地中間管理事業に基づく、出し手からえひめ農林漁業振興機構へ集積される農用地利用集積計画となっておりました。
それに対しまして、議案第63号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による、えひめ農林漁業振興機構から受け手へ配分される農用地利用配分計画の意見聴取となっております。
- 議 長 　説明が終わりました。
農用地利用配分計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全 員 　(意見、質問なし)
議 長 　それでは、農用地利用配分計画につきましていずれも、原案どおりということによろしいでしょうか。
- 全 員 　(異議なし)
議 長 　それでは原案どおり適当といたします。
- 議 長 　ここで、退席の委員の入室を許可いたします。
(委員入室)
関係委員に申し上げます。議案第63号は、原案どおり適当でありましたので報告いたします。
- 議 長 　議案第64号 農地中間管理機構関連農地整備事業関係(上浦地区)について
事務局の説明を求めます。
- 事務局 　それでは、ご説明いたします。
議案第64号は、農地中間管理機構関連農地整備事業関係であります。

東予地方局長より令和2年11月9日付で、農地中間管理機構関連農地整備事業上浦地区の地区編入について、土地改良法第5条第6項の規定による土地改良事業の施行に係る地域への、市有道水路等の地区編入申請にあたり意見を求められています。

上浦3地区の整備事業地区に、道路2,619.48㎡、水路1,302.31㎡、計3,921.79㎡を編入申請することについての意見聴取となっております。第6小委員会においては、編入申請について原案どおり適当との意見となっております。

議長 説明が終わりました。
市有道水路等敷地の地区編入申請について、ご意見、ご質問ありませんか。

全議員 議長 (意見、質問なし)
それでは、原案どおりということでよろしいでしょうか。

全議員 議長 (異議なし)
それでは原案どおり適当といたします。

議長 議案第60号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第60号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は大浜町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は552㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は国分にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,093㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は玉川町長谷にある農地5筆で、登記地目は田、畑、面積は合計3,728㎡でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は玉川町長谷にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は863㎡でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は波方町樋口にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,125㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

事務局 [受付番号6] 申請地は吉海町本庄にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,344㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号7] 申請地は宮窪町友浦にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,008㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号8] 申請地は上浦町井口にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計900㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計8件、17筆、面積10,613㎡となっております。地元委員さん1～4名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第61号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1] 譲受人は〇〇才の農業者の者、申請地は1筆で、地目は田、面積は515㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計2,365㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3] 譲受人は〇〇才の会社員、申請地は8筆で、地目は田または畑、面積は合計3,346㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4] 譲受人は〇〇才の会社員兼農業者、申請地は3筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計1,040㎡で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は合計1,290㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第62号は、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第62号 受付番号1] 譲受人は会社員兼農業者1名、譲渡人は会社員兼農業者1名、申請地は乃万地区矢田の2筆で、地目は畑、面積は合計158㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります。手狭で不便なため、耕作地に近く利便性の良い農家住宅及び隣接する申請地を譲り受けて移り住むに当たり、農機具等の収納スペースを確保するため農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年11月2日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。なお、本件については、違反案件であります。第1小委員会で協議されていると思われま。ので、ご報告願います。

議長 第1小委員会から議案第62号受付番号1の報告をお願いします。

3 番

第1小委員会より、議案第62号受付番号1の違反転用について、ご報告いたします。
譲渡人の亡父親は、昭和42年頃に農家住宅を建築した際、農地法の許可が必要であるということを知らないまま、自宅敷地に隣接する申請地を駐車場及び庭として整備し、現在に至っています。
今回、譲渡人が土地の調査をする過程で、農地法の手続きが行われていない状況が判明したものです。
譲渡人は、今回の指摘を受け、農地法をよく理解せずに行ったとはいえ、深く反省し、指導に従い速やかに手続きを行っております。
第1小委員会としましては、現地を確認し、始末書の提出を求め、今後は同じことがないように注意を行い、また、この転用が周囲の農地に与える影響もないことから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。
以上のとおりです。よろしく願いいたします。

議長

引き続き事務局より説明を求めます。

事務局 [受付番号2,
11]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。
これら2件、受付番号2、11の譲受人は同一で太陽光発電事業等を営む法人、受付番号2の譲渡人は無職の者1名、申請地は波止浜地区柚田の2筆で、地目は田、面積は合計1,686㎡、受付番号11の譲渡人は無職の者1名、申請地は宮窪地区余所国の1筆で、地目は畑、面積は2,014㎡でございます。
受付番号2の申請地は市街化調整区域、受付番号11の申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
申請年月日は令和2年10月30日、農業委員会の受付日は令和2年11月2日で、許可日から令和3年2月28日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は桜井地区国分5丁目の1筆で、地目は畑、面積は1,864㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市国分支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年11月2日で、許可日から令和3年6月10日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人はタオル製造販売業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区喜田村8丁目の1筆で、地目は田、面積は656㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人がタオル製品販売の店舗を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在の事務所が手狭で不便であり、今後、事業拡大と顧客サービスの充実を図るため、既存の事務所と工場敷地に隣接する利便性の良い申請地を譲り受け、タオル製品を販売する店舗を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年11月2日で、許可日から令和3年5月31日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書(写)が添付されております。

- 事務局 [受付番号 5] 譲受人は公務員 2 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は清水地区徳重の 1 筆で、地目は畑、面積は 330 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいであります。家族が増え手狭で不便なことから、親の居宅に隣接し学校やスーパーが近く生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 11 月 2 日で、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。
- [受付番号 6] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は菊間地区長坂の 1 筆で、地目は畑、面積は 248 m²でございます。
この申請地は非線引き都市計画区域であり、農地の区分につきましては、都市計画法の用途地域内にあるため第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在、市外にて借家住まいであります。家族が増え手狭で不便なことから、自らが生まれ育った菊間町内にある申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 11 月 2 日で、許可日から令和 3 年 5 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 7, 8] 関連しておりますので、一括してご説明いたします。
これら 2 件、受付番号 7 の譲受人は農業兼会社役員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は菊間地区浜の 1 筆で、地目は田、面積は 81 m²でございます。受付番号 8 の譲受人は農業兼会社役員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は菊間地区浜の 1 筆で、地目は田、面積は 596 m²でございます。
これらの申請地は非線引き都市計画区域であり、農地の区分につきましては、都市計画法の用途地域内にあるため第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、自らが会社役員を務める社会福祉法人がこの度グループホームを建設するに当たり、不足する従業員用の駐車場を確保するため、グループホーム敷地に隣接する利便性の良い申請地を譲り受け、露天駐車場として整備し、社会福祉法人に貸し付けるものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 11 月 2 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 9] 譲受人は太陽光発電事業を営む法人、譲渡人は農業兼会社員 1 名、申請地は吉海地区仁江の 1 筆で、地目は畑、面積は 971 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 2 年 11 月 2 日で、許可日から令和 3 年 6 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 10] 譲受人は太陽光発電事業を営む法人、譲渡人は無職の者 2 名、申請地は吉海地区仁江の 3 筆で、地目は田、面積は合計 3,908 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和2年11月2日で、許可日から令和3年6月10日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 12] 譲受人は会社員兼農業者1名、譲渡人は会社員兼農業者1名、申請地は伯方地区北浦の1筆で、地目は畑、面積は439㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、自宅敷地が手狭で不便なことから、農業用の資材を収納する物置や倉庫を設置するため、自宅敷地に隣接する申請地を妻から使用貸借し、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日は令和2年11月1日、農業委員会の受付日は令和2年11月2日で、許可日から令和3年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件については、違反案件であります。第5小委員会で協議されていると思っておりますので、ご報告願います。

議 長 第5小委員会から議案第62号受付番号12の報告をお願いします。

21 番 第5小委員会より、議案第62号受付番号12の違反転用について、ご報告いたします。

譲渡人は、平成19年頃に農地法の許可が必要であるということを知らないまま、自宅敷地に隣接する申請地に倉庫及び物置を建築し、また、申請地の一部を倉庫への進入路として整備し、現在に至っています。

今回、譲渡人が土地を調査する過程で、農地法の手続きが行われていない状況が判明したものです。

譲渡人は、今回の指摘を受け、農地法をよく理解せずに行ったとはいえ、深く反省し、指導に従い速やかに手続きを行っております。

第5小委員会としましては、現地を確認し、始末書の提出を求め、今後は同じことがないよう注意を行い、また、この転用が周囲の農地に与える影響もないことから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。

以上のとおりです。よろしくお願いたします。

議 長 引き続き事務局より説明を求めます。

事務局 [受付番号 13] 譲受人は建設機械販売修理業を営む者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大3島地区宮浦の1筆で、地目は畑、面積は135㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいであります。手狭で不便なため、勤務先に近い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日は令和2年10月30日、農業委員会の受付日は令和2年11月2日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件については、違反案件であります。第6小委員会で協議されていると思っておりますので、ご報告願います。

議長 第6小委員会から議案第62号受付番号13の報告をお願いします。

22番 第6小委員会より、議案第62号受付番号13の違反転用について、ご報告いたします。
譲渡人の亡兄は、昭和50年頃に農地法の許可が必要であるということを知らないまま、申請地に居宅を建築し、現在に至っています。
今回、譲渡人が土地を調査する過程で、農地法の手続きが行われていない状況が判明したものです。
譲受人は、今回の指摘を受け、農地法をよく理解せずに行ったとはいえ、深く反省し、指導に従い速やかに手続きを行っております。
第6小委員会としましては、現地を確認し、始末書の提出を求め、今後は同じことがないように注意を行い、また、この転用が周囲の農地に与える影響もないことから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。
以上のとおりです。よろしくご報告いたします。

議長 引き続き事務局より説明を求めます。

事務局 続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われまます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

全議長 許可することに、ご異議ございませんか。
（異議なし）

全議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、議案第62号 受付番号10については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 報告第39号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第40号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
報告第 39 号は農地法第 3 条の 3 届出、報告第 40 号は農地法第 5 条届出、報告第 41 号は農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。
報告第 39 号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出、第 40 号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、
今月は 3 件の届出があり、合計面積は 591.75 ㎡でありました。地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受け
ましております。第 39 号及び第 40 号はいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第 41 号
受付番号 1]

令和 2 年 10 月 20 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。
せっかくの機会でございますが何かございませんか。

全 員 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。